

外国人労働者の審査・調整事例

（岐阜県労働委員会年誌（令和6年3月発行）より抜粋）

○ 不当労働行為事件

1 審査事件一覧表

(令和 5 年繰越)

事件 番号	申 立 者	業 種	従 業 者 数	請求する救済内容	終結状況	審 査 委 員
	申立年月日				終結年月日	参 与 委 員
5-1	労働組合	建設業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交と掲示	取下げ	◎浅井、三井
	R5.4.7				R6.8.19	(労)北島、鈴木 (使)安藤、一柳
5-2	労働組合	運輸業、 郵便業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	全部救済	◎秋保、浅井
	R5.5.9				R6.6.20	(労)筒井、大宮 (使)今尾、景山
5-3	労働組合	サービス業	20	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	関与和解	◎大野、平野※、 武藤※
	R5.7.24				R6.3.18	(労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳
5-4	労働組合	建設業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	係属中	◎三井、秋保
	R5.7.24					(労)栗本、鈴木 (使)安藤、景山

(令和 6 年)

事件 番号	申 立 者	業 種	従 業 者 数	請求する救済内容	終結状況	審 査 委 員
	申立年月日				終結年月日	参 与 委 員
6-1	労働組合	サービス業	不明	1 原職復帰・バックペイ 2 配転命令の撤回 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交	係属中	◎大野、武藤
	R6.6.7					(労)北島、大宮 (使)安藤、今尾
6-3	労働組合	サービス業	不明	1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の手交と掲示	係属中	◎秋保、浅井
	R6.7.24					(労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾

◎印……審査委員長

※印……令和 5 年 12 月 23 日まで平野委員担当、令和 5 年 12 月 24 日から武藤委員担当

2 不当労働行為事件別取扱概要

○5-1 不当労働行為事件

・申立年月日	R5.4.7
・終結年月日	R6.8.19
・終 結 状 況	取下げ
・申立～終結までの日数	501 日

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員と被申立人との賃金問題に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 浅井
審査委員 三井
参与委員 (労)北島、鈴木
(使)安藤、一柳

令和 5 年 4 月 7 日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 4 回実施したところ、申立人と申立人組合員が協力共同して事件に取り組むことができなくなったとの理由により、令和 6 年 8 月 19 日、申立人から取下書の提出があり事件は終結した。

○5-2 不当労働行為事件

・申立年月日	R5.5.9
・終結年月日	R6.6.20
・終 結 状 況	全部救済
・申立～終結までの日数	409 日

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員と被申立人との賃金問題に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 浅井
参与委員 (労)筒井、大宮
(使)今尾、景山

令和 5 年 5 月 9 日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 2 回、審問を 2

回実施し、令和 6 年 3 月 14 日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和 6 年 6 月 19 日に全部救済命令を発出し、同年 6 月 20 日をもって事件は終結した。

3 その後の状況

被申立人が救済命令を履行していないと認められたため、令和 6 年 9 月 10 日、被申立人の住所地を管轄する地方裁判所に、その旨を通知した。

事件 番号	命令した 救済内容	命令不履行 の内容	使用者に対する		裁判所への 通知年月日	裁判所の決定
			命令交付 年 月 日	命令確定 年 月 日		
5-2	団体交渉応諾	団体交渉応諾	R6.6.20	R6.7.24	R6.9.10	R6.12.4 過料 100 万円に処す る

命令書

申立人 X組合
代表者 執行委員長 A1

被申立人 Y社
代表者 代表取締役 B

上記当事者間の岐労委令和5年(不)第2号 Y社 不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和6年5月21日第386回公益委員会議における会長公益委員秋保賢一、公益委員浅井直美、同三井栄、同武藤玲央奈の合議により、次のとおり命令する。

主 文

被申立人は、申立人が令和5年4月3日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。

理 由

第1 事案の概要、請求する救済内容の要旨及び争点

1 事案の概要

本件は、被申立人Y社(以下「会社」という。)が、申立人X組合(以下「組合」という。)からの令和5年4月3日付け書面で申し入れた団体交渉(以下「団交」という。)に応じなかったことが、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号の不当労働行為であるとして、救済申立てがなさ

れた事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、組合所属のA2(以下組合加入前を含め「A2組合員」という。)との賃金問題に関わる要求を議題とする団交に応じなければならない。
- (2) 会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、別紙内容を記した謝罪文書(添付略)を組合に手交しなければならない。

3 争点

会社が、組合から令和5年4月3日付け書面で申し入れられた団交に応じなかったことが、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか否か。

第2 認定した事実

当委員会が認定した事実は以下のとおりである。証拠の引用のないものは、当事者間において争いがないか、審査の全趣旨から認められる事実又は当委員会に顕著な事実である。

なお、以下の記述において、疎甲第○号証のことを「甲○」、第○回審問期日の調書のことを「審○」とそれぞれ略することとする。

1 当事者

(1) 組合

組合は、平成23年1月4日に結成された労働組合であり、本件結審時の組合員数は、192名である。

(2) 会社

会社は、平成24年3月22日に設立された貨物取次事業等を目的とする株式会社である。

2 本件申立てまでの経緯

(1) A2組合員の退職等

ア 令和2年9月1日、A2組合員は、期間を同日から令和3年8月31日までとする契約により会社に雇用された。雇用契約書では、賃金の支払いは毎月末日締め、翌月末日払いとなっていた。

イ 会社は、令和2年12月末日払い分の賃金を支払わなかった。

ウ 令和3年1月6日、A2組合員は、会社を退職した。

エ 会社は、令和3年1月末日払い分の賃金を支払わず、以後A2組合員に対し賃金を支払わなかった。

オ A2組合員は、令和3年3月6日に組合に加入するも、同年6月に組合を脱退し、令和4年2月12日に組合に再加入した。

(2) 「223文書」の送付

令和4年2月23日、組合は会社に対して、A2組合員に対する令和2年12月末日払い分の賃金、令和3年1月末日払い分の賃金及び同年2月末日払い分の賃金(以下これらを「本件未払賃金」という。)の支払い等を求める書面(以下「223文書」という。)を内容証明郵便で送付した。同書面は、同月24日に配達された。

(3) 令和4年3月29日の法人登記所在地への訪問

令和4年3月29日、A3書記長(以下「A3書記長」という。)は、法人登記上の本店所在地(以下「会社所在地」という。)にあるビルの1階東端の部屋を訪問したところ、会社所在地にはC1社(以下「別会社」という。)の事務所が存在していた。別会社の代表取締役(以下「別会社代表」という。)に会社について質問をしたところ、別会社代表は、会社の事務所は会社所在地に存在しておらず、営業もしていないと述べた。

また、別会社代表は、A3書記長が来訪したことを会社のB代表取締役(以下「B代表」という。)に伝えたと述べた。

(4) 令和4年11月1日の団交

令和4年11月1日、組合と会社は、C2施設にて223文書の内容にかかわる団交を行った。

組合側はA3書記長が、会社側はB代表が出席した。

この団交において、会社は、「総額500000円の支払いを毎月20000円で支払います。以上を定案(ママ)します。」と記載された書面を組合に交付した。なお、同書面は、B代表が口頭で述べた提案についてA3書記長が書面化することを求め、B代表がこれに応じて署名したものと認められる。B代表でなければ分からないはずのメールアドレスが記載されていることやA3書記長の証言に照らして同書面はB代表の自署によると認めるのが相当である。

組合は会社に対して、この提案への回答をメールにてすることを約束した。

(5) 「119修正提案」の提示

令和4年11月9日、組合は会社に対して、同月1日の会社の提案について初回のみを2万円の数倍の金額に変更すればその提案を受け入れることを、メールにて提案(以下「119修正提案」という。)した。同月10日以降、会社は、119修正提案に対し、何ら応答していない。

(6) 令和5年3月20日の別会社への訪問

令和5年3月20日、A3書記長は、別会社を訪問した。A3書記長は、会社に対して119修正提案への回答及びA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を求める書面を、対応した別会社社員に手渡し、B代表に渡すように依頼した。対応した別会社社員は、B谷代表が別会社従業員で就労していることを肯定した。

(7) 令和5年4月3日の団交申入れから本件申立てに至る経緯

ア 令和5年4月3日、組合は、名宛人を「C1社 B」、宛先を会社所在地とした同日付書面を内容証明郵便で送付した。同書面は、会社のB代表に対してA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を申し入れるとともに、7日以内に団交応諾の意思表示をするように求めたものであった。同書面は、同月4日に配達された。

イ 令和5年4月4日以降、会社は組合からの申入れに対し、何ら応答していない。

ウ 令和5年5月9日、組合は、本件申立てを行った。

3 本件審査手続の状況

(1) 本件申立てから調査開始前までの状況

本件申立てを受け、令和5年5月17日、当委員会が会社のB代表に架電したところ、B代表は「今ばたついているため、落ち着いたたら連絡するとA3さんに伝えてもらいたい。」と話した。同月23日、B代表に再度架電したところ、B代表は「まだ電話をしていない。5月中くらいには電話する。」と話した。

以降、当委員会はB代表と電話連絡が取れなくなった。

(2) 会社の調査期日出席状況

当委員会は、令和5年9月26日、11月29日に調査期日を、令和6年1月25日、3月14日に審問期日を設けたが、会社はいずれの期日も欠席した。

(3) 会社の書面提出状況

当委員会は、令和5年5月23日の電話以降、同年11月29日の調査期日までの間、複数回にわたりB代表に架電するとともに、会社所在地宛てに書面を配達証明郵便で送付する方法により答弁書の提出を求めた。

また、会社が調査期日に欠席した際は、次回期日の出席及び答弁書の提出を促すとともに、もしも審査手続に参加しない場合には不利益を受ける可能性がある旨を記載した書面を配達証明郵便で送付した。会社は、いずれの書面も受領したが、当委員会からのこれらの連絡に対して一切応答せず、本件の審査手続を通じて答弁書、準備書面、書証等を一切提出しなかった。

4 本件申立て以降の状況

令和5年9月25日、組合はB代表に対し、あらためてA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を申し入れ、かつ、翌日の調査期日への出席を要請するメールを送信したが、会社はこれに対し、何ら応答しなかった。

第3 争点についての当事者の主張及び当委員会の判断

1 当事者の主張

(1) 組合の主張

令和5年4月3日付けの書面にて、会社に対して、A2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交開催の応諾を求めており、その応諾の意思を組合に対して7日以内に連絡することを要求している。

この書面については、日本郵便株式会社西春郵便局が4月4日に別会社に就労しているB代表に配達したことを証明している。

以上より、4月4日に、組合が、会社に対して、応諾義務のある交渉事項について団交開催を申し入れ、その応諾の連絡を求めたことは立証されている。

組合が求めている交渉事項は団交に応ずべき事項であるにも関わらず、会社は、団交に応ずる意思を示しておらず、何らの連絡もしてきていない。

この状態は不当労働行為に該当する。

(2) 会社の主張

会社は、調査・審問に全く出席せず、何らの主張立証も行っていない。

2 当委員会の判断

(1) 令和5年4月3日付け団交申し入れ及びこれに対する会社の対応について

ア 本件団交申し入れが会社に到達しているか否か

上記第2の2(7)で認定したとおり、令和5年4月3日、組合は、名宛人を「C1社 B」とした上で、A2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交の申し入れを内容証明郵便として郵送しており(以下「本件団交申し入れ」という。)、同内容証明郵便については、同月4日に配達された旨の配達証明書が存在する。

本件団交申し入れについては、内容証明郵便の名宛人が「C1社 B」とされてはいるものの、文中には「X組合は、Y社の代表取締役である貴方に、この未払賃金を交渉事項とする団体交渉開催を申し入れます。」と記載されている一方、A2組合員と別会社との間に雇用関係があったとは認められないし、B代表が別会社の代表取締役であったとも認められないから組合が別会社に対して団交申し入れをしたものでないことは明白である。

同内容証明郵便の名宛人を「C1社 B」と表記した理由について、A3書記長は、「このBさんがこのC1社で働いていると。そこに時々顔を出されるという。C1社に対して、私がいろいろと訪問している経過の中で分かった情報なんです、そこに送るしかないということなので、そこに送ったと。ここに下手にY社とか書くと、この文書が変なふうになんかへ行ってしまふとかいう可能性もあるかもしれないので、とにかくB氏個人に働いている場所を特定して伝わり、そういうことにしたという経過です。」と証言している。同証言によれば、組合としては、B代表のいわゆる居所として別会社を表示したに過ぎず、あくまでも会社に対して本件団交申し入れをしようとしたものと認めるのが相当である。

しかるに上記第2の2(3)及び同(6)で認定した経緯に照らして、A3書記長が、本件団交申し入れがB代表に送達される可能性が高い方法として、名宛人を上記のとおり表記したことについてはそれなりの合理性があると認められるし、そもそも組合から見てB代表との連絡が困難となる状況を作出したのは会社側であると認めるのが相当であるからこのような方法で本件団交申し入れをしたことが不相当であったとは認められない。

そして、同内容証明郵便については、受取人を「C1社 B」とする郵便物等配達証明書が発行されていること、上記第2の3(1)で認定したB代表の「落ち着いたら連絡するとA3さんに伝えてもらいたい。」との発言に照らせば、B代表が本件団交申し入れの事実を認識していたと推認されることから、特段の事情のない限り、本件団交申し入れはB代表のもとに送達され、その内容をB代表が認識したものと認めるのが相当である。

イ 本件団交申し入れに対する会社の対応

上記のとおり、本件団交申入れは、会社へ送達されたと認められるところ、組合が本件団交申入れにおいて7日以内に団交応諾の意思表示をするように求めているのに対して、期限までに会社から応諾の意思表示はなされなかった。応諾の意思表示がなかっただけでなく、そもそも応答自体がなされておらず、その後も上記第2の4で認定したとおり、何ら応答がないまま推移したものと認められる。

(2) 本件団交事項が義務的団交事項に該当するか否か

ア 本件団交申入れに至る経緯

上記第2の2(1)で認定したとおり、会社とA2組合員との間には雇用契約が締結されていたところ、会社はA2組合員に対し令和2年12月末日払い分以降の賃金、すなわち本件未払賃金を支払っておらず、これに対し、組合は、同(2)で認定したとおり、223文書をもってその支払いを求めていたと認められる。

そして上記第2の2(4)で認定したとおり、令和4年11月1日に開催した団交において、会社は総額50万円を毎月2万円の分割支払いすることを提案したと認められる。

イ 令和4年11月1日に会社から提案された50万円の趣旨

令和4年11月1日の団交において会社から提案された50万円の趣旨について、A3書記長は、「(略)すぐにB氏のほうから、先ほどB氏が書いた文書(中略)その内容のことをB氏が口頭で私に言ってきたと。で、それについて私が組合としてどういうふうに対応するかと、そういう話にすぐ入ったという経過だというふうに記憶しています。」と証言している。また、A3書記長は、50万円という金額について「十分計算はできておりませんでした。ただし、20万円とちょっとぐらひは最低1か月分でもあるだろうという感触はもっていましたので、50万円と出されとき、そのとき自身もそれ相応の金額なのかなあと、そんなような感触は持ったなというところでしょうか。」と証言している。

上記アに述べた経緯及び上記A3書記長の証言に照らして、令和4年11月1日に会社から提案された50万円は本件未払賃金に充当する趣旨であったと認めるのが相当である。

ウ 令和4年11月1日の団交の結果及びその後の経緯

上記第2の2(4)で認定したとおり、組合は会社からの上記提案に対して後日メールで回答する旨を述べた。

その後、上記第2の2(5)で認定したとおり、令和4年11月9日、組合は上記提案について、初回支払方法を修正することを内容とする119修正提案をB代表のメールアドレス宛てに送信したが、このメールが戻ってきたとか送信エラーになった等の事実があったとは認められないからB代表に届いていると認めるのが相当である。

しかるに会社から119修正提案に対する応答はなかった。

エ 小括

以上のとおり、本件団交申入れは、A2組合員に対する本件未払賃金の支払方法を団交事項とするものであって義務的団交事項に関するものであったと認められるし、令和4年11月1日の団交時に会社側の提案によって妥結したわけでも決裂したわけでもなく、当然に同一事項についてさらに団交が行われることが予定されていたと認められる。

(3) 団交拒否と正当理由

ア 団交拒否があったか否か

組合は、119修正提案に対して会社から応答がなかったことを受け、上記第2の2(7)で認定したとおり、本件団交申入れに至ったことが認められ、本件団交申入れがB代表に送達されたにもかかわらず、会社から何ら応答がなかったことも前記認定のとおりである。

そうすると会社は、本件団交申入れに対して、その応諾を拒否したものと認めざるを得ない。

イ 団交拒否の正当理由が認められるか否か

上記認定のとおり、会社は、本件団交申入れに対して、これに応じることができないとか、あるいはこれに応じる必要がない等の理由を一切示していない。会社は、本件調査及び審

したがって、本件団交申入れに会社が応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に該当するものと認められる。

以上のとおり、本件団交申入れは、B代表に送達されていると認められるところ、本件団交申入れはA2組合員に対する本件未払賃金の支払方法に関するものであって義務的団交事項に該当するにもかかわらず、また、その応諾を拒否し得る正当理由が存在しないにもかかわらず、会社は応諾を拒否したものであるから労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する違法な行為であると言わざるを得ない。

なお、組合は、謝罪文書の手交を求めているが、団交義務違反の不当労働行為に対する救済としては主文をもって足りるものと判断する。

以上に認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

岐阜県労働委員会
会長 秋保 賢一

・申立年月日	R5.7.24
・終結年月日	R6.3.18
・終結状況	関与和解
・申立～終結までの日数	239 日

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員と被申立人との雇用問題及び労災問題に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)被申立人は、「組合員が令和5年3月4日以降は『無断欠勤と同じ』」との主張は誤りであると認め、そのことを記した文書を交付しなければならない。
- (3)被申立人は、令和5年3月4日に組合員に即日解雇を通告したことを認めなければならない。
- (4)謝罪文の手交

2 審査の状況

審査委員長 大野

審査委員 平野※1、武藤※2

※1……令和5年12月23日まで

※2……令和5年12月24日から

参与委員（労）北島、大宮

（使）村瀬、一柳

令和5年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を1回、和解協議を1回実施したところ和解が成立し、令和6年3月18日、申立人から取下書の提出があり事件は終結した。

○5-4 不当労働行為事件

・申立年月日 R5.7.24 ・係属中

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の未払賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

2 審査の状況

審査委員長 三井

審査委員 秋保

参与委員（労）栗本、鈴木

（使）安藤、景山

令和5年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を5回、審問を1回実施した。事件はなお係属中である。

○6-1 不当労働行為事件

・申立年月日 R6.6.7 ・追加申立年月日 R6.7.24 ・係属中

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の割増賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交
【追加申立て】

- (3)被申立人は、組合員に対する令和6年6月27日付けの配転命令を撤回しなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対する令和6年7月7日付けの自己都合退職処理を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。
- (5)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。

2 審査の状況

審査委員長 大野
審査委員 武藤
参与委員 (労)北島、大宮
(使)安藤、今尾

令和6年6月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を3回実施した。事件はなお係属中である。

○6-3 不当労働行為事件

・申立年月日 R6.7.24 ・係属中

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、団体交渉で約束した、申立人所属の組合員と被申立人との雇用関係等に係る文書回答を直ちに行わなければならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する解雇を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。
- (3)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対して通告した試用期間の延長を撤回しなければならない。
- (5)被申立人は、申立人との団体交渉に応じなければならない。
- (6)謝罪文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 浅井
参与委員 (労)栗本、北島
(使)村瀬、今尾

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。事件はなお係属中である。

○ 調整事件

1 調整事件一覧表 (令和5年繰越)

事件 番号	申 請 者	業 種	組合員数※1	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終結区分	調整員
	申請年月日		従業者数			終結年月日	
5-1	労働組合	サービス業	約 188 (1)	(あっせん) 休業手当の支給及び適 正な算出方法の要求	R6.3.4	解決 (あっせん案受諾)	(公)武藤 (労)栗本 (使)今尾
	R5.12.13		約 630			R6.3.4	

※組合員数欄の()は当該事業所内での組合員数

2 調整事件別取扱概要
(令和5年繰越)

事 件 番 号		5-1	
調 整 区 分		あ っ せ ん	
業 種		サービス業	
申 請 者		労 働 組 合	
申 請 年 月 日		R5.12.13	
従業員数	組合員数	約 630 名	約 188(1)名 ※
調 整 事 項		・休業手当額の支給及び適正な算出方法の調整	
主張の対立点	労	・会社から4月30日に契約解除通告があったが、その後の会社側との協議において、雇用継続について合意された。 ・新たな派遣先紹介がなく失業状態となった12日間について、労働基準法第26条に基づく休業手当の支払いを求める。 ・当時組合員が派遣されていた会社への派遣期間満了後の別会社への派遣勤務までの期間は休業期間である。	
	使	・組合員との協議において、条件付き契約延長の提案をするも条件が満たされなかったため、期間満了による派遣労働者との雇用関係終了と考える。 ・解決金として社内の独自算出に基づく休業手当相当を支払う。 ・4月30日に翌月末で契約終了の通告を行ったので休業には当たらない。	
調 整 経 過		令和6年1月29日にあっせん員を指名し、同年3月4日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、解決金について双方の譲歩があったことから、あっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。 【あっせん案(要旨)】 1 被申請者は、本件あっせんの解決金として金〇円を、組合員が合意のうえで申請者が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。 2 申請者及び組合員は、令和〇年〇月〇日の雇用契約期間満了をもって被申請者との雇用関係が終了したことを認め、本件の争議についてはすべて解決済みとする。	
終結年月日 (申請～終結までの日数)	結 果	R6.3.4 (83)	解決
争議行為の形態		な し	
調 整 員	調整回数	(公) 武藤 (労) 栗本 (使) 今尾	1 回

※()は当該事業所内での組合員数